

〈投稿論文〉

国民としての「主婦」

——戦時体制期の日本における女性のかたち——

波内 知津

はじめに

本論文の課題は、第二次世界大戦期の日本における「主婦」像の構築プロセスに焦点をあて、そこでの「主婦」成立の論理を明らかにすることにある。

「主婦」にかんしては、一定の産業化を達成した社会における女性の主要な存在形態である〔瀬地山, 1996〕としてとらえられ、これまでに多くの実態分析が重ねられ、社会のジェンダー秩序を明らかにするための基準として用いられてきた。歴史的にみると、日本で「主婦」——生産から分離された家事の専従者・監督者——なる様態が誕生したのは、都市において俸給生活者が増加し「近代家族」イメージが流布し始めた大正期であると指摘されている〔小山, 1999〕。その後現代にいたるまで、歴史的な流れのなかで「主婦」を取り巻く社会状況は変化し、それとともに「主婦」の内実も変わっていったということが、いくつかの先行研究によって論証されてきた。

そのなかで瀬地山〔1996〕は、「主婦」を、社会の産業化と家父長制との相互作用によって成立する（性別）分業関係から創出されるものととらえ、その上で、戦前／戦後を軸とした「近代主婦」「現代主婦」という2つのカテゴリーを提示した〔瀬地山, 1996:63-69〕。両者は、基本的な創出メカニズムを同じとしながらも、その内実や成立の背景にはそれぞれの時代性が刻印されているものとみなされる。逆にみれば、両者のズレに着目することによって、それぞれの時代の固有性が明らかになるということであり、このような視点から、2つの「主婦」の相違点に立脚した研究がなされてきた〔田間, 1996; 横山, 2002 など〕。

しかし、その一方でこれらの研究は同時に、相違点を強調するだけではとらえられない点も明らかにしてきた。たとえば、家庭という「私領域」とその外部にある「公領域」との関係について、戦後期を対象とした研究では、「明るく楽しい家庭をつくる主婦」という家庭内性別役割分業の普及が制度的に実現する戦後にいたって、2つの領域は連続性をもつようになったことが指摘されている〔田間, 1996〕。だが、「私領域」としての家庭を「公領域」にある生産活動に連結させて、両者をひとつのサイクル上にあるものとしてとらえるような構図は、戦前期の言説にすでに見られるものでもある〔成田, 1995; 波内, 2004〕。このことは、「主婦」ひいてはジェンダーについて考えていくためには、戦前／戦後という時間軸で分断された2つの時代の比較だけでなく、それらを架橋するような「変遷のプロセス」にも着目する必要があることを示唆している。

ところで、戦前と戦後を時間的に接合する戦時体制期は、女性が国家および社会から、「主婦」「母」という様態を通して、参加する国民主体として認知されるようになった画期

であるという側面をもつ [有馬, 2002]。すなわち戦時体制期は、大正期に創成された「主婦」像にとっても何らかの変容を迫られるようなひとつの新たなステージであったと想定できる。したがって、この時期の「主婦」に注目し、戦前／戦後それぞれの「主婦」のあいだに戦時体制期の「主婦」を介在させることによって、戦前／戦後と分断された2つの時代を架橋し、「主婦」をめぐる変遷のプロセスの一端を検討することが可能となると考えられる。しかし、戦時体制期にかんする研究は、昭和戦前期という時代のイメージが多くの場合「戦争」を軸に形作られているという指摘があるように [有馬, 2002:8]、この時期の「主婦」を含む女性にかんしても、戦争の協力者か被害者かといった裁定的観点に収められさせとらえられることが多かった [折井・岩井, 1990; 若桑, 1995; 深江, 2002 など]。ここでは「主婦」は、なかば所与のカテゴリーとなっており、その成立を支える背景や論理といったものに向けられる視点は薄い。

このような問題意識をふまえて、本論文では次のように課題を設定する。分析の対象は、戦時体制期の女性たちが「主婦」としてどのように行動したかという実態よりも、女性を包含する「主婦」という性別カテゴリーがどのように定義され表象されたのかという、言説をめぐる領域である。これは、ジェンダーを「性差にかんする知」 [Scott, 1988=1992] として定義し、言説の形式に着目することによって、その成立の過程を明らかにしていくという、ポスト構造主義的立場に依拠した視角である。ここではジェンダーとは、歴史的な文脈に依存して作り上げられるものであり、それが含まれる幅広い言説の文脈から切り離して考えることはできないものである。したがって以下では、「主婦」にかかわる言説について、それを包摂する戦時体制期より大きな歴史的・社会的文脈と関連づけつつ、その構築のプロセスを検討していくことになる。

1 「主婦」をめぐる言説空間

(1) 「国家主導」の言説空間と、婦人国策委員

戦時体制期には、前述のように、女性が行動する国民主体として認知され、国家の政策の対象に含められていった時期という側面があるが、同時にまた、この時期を対象とした従来の女性史研究の成果からは、女性が国家体制に——積極的にせよ、消極的にせよ——「参加」した時期ともいえることが指摘されている [成田, 1995]。ここから次のことが想定できる。すなわち、当事者たちの意図や内実が実際どうであったのかは別として、女性をめぐるこの時期の支配的な言説空間は、「国家主導」の形をとって形成されていたということである。

このときの「国家主導」には2つの次元がある。ひとつは、表出される言説内容の次元で、ここでは女性は、「国家」に追随し同調する形で関連づけられて表象される。言説レベルでの「女性の国家体制への『参加』」とは、このような形で言いかえることができるだろう。もうひとつは、言説創出メカニズムの次元での「国家主導」である。そこには、何らかの国家機関に属するなどして「国家」という後ろ盾をもった人々が主となり、言説を量産していく構図がみられる。この点においても戦時体制期とは、女性が「参加」した時期であった。つまり、女性がたんなる言説の対象ではなく、制度的に国家の側に立って言説を創出していく状況がそこには生じていたのである。具体的には、戦時体制期には、いくつかの国家機関で「婦人国策委員」が採用されていた。女性が国家機関に委員会委員

等の待遇で採用されるということ自体はこのときが初めてではないが、しかし、同時代人にとってこの時期は「従来顧られなかった国家的重大部門に、婦人の参加が実現した」[『婦女年鑑』昭和十四年版]と感じられた画期だったのである⁽¹⁾。

このような様態の言説空間が如実にみられる動向として、ここでは特に、「主婦」を明示的に働きかけの対象にすえた、貯蓄奨励政策をとりあげる⁽²⁾。この政策の遂行に関連して、大蔵省は、教育者や女性運動家のなかから、貯蓄奨励委員会の委員と普及・宣伝のための嘱託講師を合わせて31名の女性を、婦人国策委員として採用した。これらの委員たちはもっぱら、講演会や雑誌・新聞の誌面を通して、女性一般に向けた勤儉貯蓄の宣伝を展開した。また、大蔵省採用の委員だけではなく、同時期に他の国家機関に採用された婦人国策委員たちも同様に、積極的に貯蓄奨励の宣伝にかかわった。量的にみれば、政府による宣伝よりもむしろこれらの委員が創出していった数々の言説こそが、「主婦」をめぐる言説空間を満たしていったといえる。

そこで、婦人国策委員たちによって創出された言説は、あらかじめ形式が定められていたわけではない。大蔵省採用の委員でさえも、普及・宣伝にあたっては「貯蓄ハ国家ノ為ナルコトヲ説クノミニ止ラズ一身一家ノ為トナルコトヲモ説」[日本銀行調査局編、1973: 260]くということが期待された程度で、実際は「各人意見は相当まちまち」[『女性展望』1939年四月号]で、各自の裁量がかなりの程度入り込んでいたものと推察される。すなわちそれは、押し付けられたものではなく、個々の委員がそれぞれ宣伝のために作り出した言説の形式であって、つまりそこには、同時代に意図的に説得力をもたされた「女性のかたち」の一端がみられると考えられるのである。

ところで、この貯蓄奨励政策そのものは、戦時体制期にいたって初めて登場したのではない。国家財政基盤の確立あるいは増強のために、明治期以来、折々に採用されてきた政策である。その内実は、第一次世界大戦を契機として、勤労者および労働者を使用する会社・工場を対象とした「忍従・勤労」による勤儉貯蓄の奨励から、個々の家庭を対象として、家庭の婦人に向けて予算生活を奨励するものへと、次第に変化する。その変容の背景には、都市における俸給生活者の増加と、内務省や文部省などが推進した生活改善運動にともなう「家計の中心としての位置に座りつつあった婦人」の出現があると指摘されている[岡田、1996]。「消費生活ノ担当者タル家庭ノ主婦」を主な普及宣伝の対象とし、「主婦」に呼びかけることが政策遂行のためには最も有効である⁽³⁾とした戦時体制期の貯蓄奨励政策の前段階には、このような大正期における「主婦」登場があったのである。

言いかえれば、ここでの家庭の経済(消費経済)とは、国家が女性を捕捉し家庭に介入していくための足場であったといえる。この意味で、第一次世界大戦後の貯蓄奨励政策は、女性を「主婦」という形で国家体制に包摂していく、ひとつの具体的な回路であった。そして、当初は、国家の土台である家庭を健全に管理していく担い手という、いささか抽象的な規定にとどまっていた「主婦」は、戦時体制期にいたり、政策上、国家経済の一端を担う存在として明確に位置づけられるようになったのである。

(2) 婦人国策委員の位置づけ

婦人国策委員たちは、主に女子教育家や女性運動家から選出されていたが、後述する経済テクノクラートたちのように、何らかの統一的な思考方法を共有していた集団ではない。

あえて共通のものを見出そうとすれば、それぞれの仕方ですべて「女性の地位確立・向上」を考えていたということになるだろう。このような「婦人国策委員」とは、同時代にあっては、どのような位置を占めていたのだろうか。

まず、女性一般の側からの積極的な位置づけがある。それは、一般女性を教導する指導者となり、そして女性の地位向上を体現するような「女性の代表」というものであった。たとえば『婦女新聞』では、「婦人の代表」[『婦女新聞』1987号(1938年)]である婦人国策委員たちに対して、「婦人の代表であるという意味で、ほんとうに婦人の云ひたいことを代弁してほしいということだ。信念をもつて力説してほしいことだ」[『婦女新聞』2079号(1940年)]との期待を述べている。従来から女性の権利獲得のために活動してきた女性運動団体もまた、大蔵省の婦人国策委員採用にさいして、「政府の経済政策に婦人が参与した最初のものとして日本婦人運動史上に大きな記録をとどめてゐる」[『女性展望』1938年六月号]と肯定的に評価している。

その一方で、婦人国策委員たちによる自身の立場表明をみると、周囲からの期待に対して、「私は婦人の意見を出来るだけ理事会に反映させるやうに努めたいと考えます」(教育審議会委員・吉岡弥生)[『婦女新聞』2025号(1939年)]、「自分の意見もあるが、政府が私を幹事にした意味は、婦人を代表させようといふところにあると思ふ」(国民精神総動員中央連盟理事・市川房枝)[『婦女新聞』2026号(1939年)]などのように、本人たちの間にも、一般女性の代表であるという自負がみられる。

ただし、そのなかには、より具象的な動機づけのパターンもみられる。その動機とは、教育者や女性運動家といった彼女たち本来の肩書きにかかわるもので、自分の本業がいまだ結実できていないという無念さでもいうべき思いに基づき、その本業を実現化するための手段として婦人国策委員という立場をとらえるものである。それは、家政学という新進学問の基盤確立に尽力していた教育者にもみられるが、しかし、それ以上にこうした動機が色濃く見られたのは、女性運動家という背景をもつ者である。

この時期の国民総動員の動きのなかでは、以前から女性の権利獲得のために活動してきた女性運動団体の国策協力の姿勢が特に注目されていたが、女性運動家のなかから国策委員に就任する者も出ていた。その一人が市川房枝(国民精神総動員中央連盟理事)である。

市川は大正期以来、婦人参政権獲得をめざした運動で中心的役割を担ってきた人物である。運動団体「婦選獲得同盟」を結成し、昭和初期にかけて何度も婦選法案を議会に提出してきたが、戦時体制期にあっては、それはまだ実現されないままであった。市川は、自分や婦選獲得同盟について「多年婦選を主張して来てゐるため、一般から除外され勝ちであつたが、殊にお役所方面からは、好ましくない存在とされて来た」[『女性展望』1940年二月号]という。にもかかわらず、自分たちが体制協力的な国民精神総動員運動に加わっていることについては、「数年来の運動の継続として、否婦選運動の一つの運動として、当然なすべきことをしてゐるに過ぎない」[『女性展望』1938年一月号]というのである。なぜなら、市川らの本望である婦人参政権とは「婦人の国民としての責任を法律上に於て確認し、その協力に最も有効なる手段方法を興へるもの」[『女性展望』1938年一月号]であって、国家への協力となんら対立するものではないからである。つまり、これらの市川の言葉のなかでは、婦選運動の形をとってきた、女性の「国民」としての法制度的認知の要求が、国家体制への協力という、そうした明示的規定によらない社会的認知へと拡大解釈

されているのである。「私共は婦人参政権と時局打開への協力とを交換条件にする程さもなくば」[『女性展望』1939年一月号]とまで念が押されて、その点が強調される。市川にとって婦人国策委員という立場は、「婦人の行政への参加の一つの途」[『女性展望』1940年二月号]をひらくものであった。そして「その意味に於ては、私共の多年の希望である婦選の一部が実現したのであるから、可能な範囲に於てこれを利用すべき」[『女性展望』1940年二月号]なのである。つまり、女性運動家・市川にとっての国策委員就任とは、自分の本業でありつつもいまだ果たせないでいる婦人参政権の獲得要求と、「女性を『国民』として認めることを要求する」という点で関連させられながら、それを実現するための手段という意味合いが強いといえる。

このように婦人国策委員とは、自他ともに認める一般女性の代表という存在であったが、同時に、女性の「国民」としての認知要求をしていく拠点という側面も兼ね備えていたのである。

2 戦時体制期における「主婦」像

(1) 「主婦」と家庭生活

このような位置づけをふまえて、ここでは婦人国策委員たちの主張から、女性を家庭管理の専従者・監督者とするような「主婦」という存在形態の内実を読み取っていくことにしたい。先にふれたように、「主婦」が国家政策に浮上してくるようになったのは、第一次世界大戦後に展開された生活改善運動を通してであった。この生活改善運動とは、欧米に対抗できる国家の建設のためには国家の基礎である家庭の改善が重要であるという認識に立って、家庭生活の合理化・能率化、すなわち「文明化」を眼目とするものであった[小山, 1999]。そこには、同時期に、実践科学としての内容を整えつつあった「家政学」も大きくかかわっている。家政学とは、家庭生活の運営主体を「主婦」と規定した上で、その合理的な管理方法を提示するような、いわば生活改善を体系化する学問であった。

こうして大正期に出現しつつあった「家計を司る主婦」「家庭生活を合理的に管理する主婦」は、戦時体制期の婦人国策委員たちの言説のなかにも、忠実に受け継がれている。

「女の人が外に出ては不可ないともいひ切れないが、なるべくは主人が働き、妻が家にあて、出来るだけ生活を儉約することに努めた方がいい」と思ひます」(大蔵省貯蓄奨励委員会委員・大江スミ) [『婦女新聞』1982号(1938年)]

受け継がれているのは、こうした性別役割分業の認識だけではない。婦人国策委員たちが主張する「勤儉貯蓄」とは、たんに金銭を蓄えるということではなく、金銭を蓄えるための生活様式の刷新を意味しており、そこには家庭生活の合理化という点も継承されている。

「女は消費経済を司ると言はれてゐるのに、その女の専売である家の持ち方を知らない女があまりにも多い。(略)直接的な策としてはムダを省くことです。(略)そして衣食住を合理化するのですね」(大蔵省貯蓄奨励委員会委員・羽仁もと子) [『婦女新聞』1994号(1938年)]

「今の国家の危機を切りぬけるには、貯蓄その他、資金を生み出す方法が感情的であつてはいけません。どこまでも科学的基礎の上に立つた合理的方法に依る必要があります」(大蔵省貯蓄奨励委員・平田のぶ) [『婦女新聞』2164号(1941年)]

大正期から唱導されていた生活改善の趣旨は、「主婦」像の明確化をともなって、婦人国策委員たちの宣伝を通してさらに広く普及されるようになった。こうした事態に当たって、大正期には家政学の整備・確立に尽力し、その後、日本女子大学校長在任中に大蔵省貯蓄奨励委員に就任した井上秀子は次のようにいう。

「国民の生活改善については、無駄を排除したり、結婚その他総ての儀礼にわたり、衣食住にわたり、その改善に尽して来て二十年、中には功を奏した点もあつたが、国民の世論を喚起することは仲々困難である。(略)併し今度は(略)ただ合理的な生活改善といふのとは違ひ、国家の国策としての改善である以上、少々無理と思はれることがあるにしても、個人の場合、私利を投げ打ち、国策に沿ふて改めることが出来ると思ふ」 [『婦女新聞』1987号(1938年)]

ここで井上は、家政学が提唱してきたにもかかわらず、20年来奏効しなかつた合理的な家庭改善は、ここで「国策に沿ふ」ことによって可能になると述べている⁽⁴⁾。井上の言葉を理解するためには、すなわち、大正期以来の生活改善運動や家政学による知が戦時体制期にいたって脚光をあびるようになった背景を指摘するためには、この時代における「国策」とは何であったのかを明らかにする必要があるだろう。

戦時体制期とは、有馬 [2002] によれば、「国策」の時代であった。そして、この時期の統制経済下で「統制」言説を担っていたのは、いわゆる革新官僚のなかでも高級官僚ではなく、具体的な物資動員計画を担当した経済テクノクラートたちであった。彼らは、「もの見方としてのマルクス主義」を思考方法としてもち、精神力や大和魂などではどうすることもできない経済の論理を代表していた官僚たちであった。この経済テクノクラートたちによって創出されていった「国策」とは、国家および社会のさまざまな側面を管理・統制・制御するための「調査」や「計画」という理念と一体になって成立したものであり、それらから切り離して論じられるものではない。井上らによる家政学は、家庭生活の合理化・計画化を提唱するという点で、この時期の「国策」に合致する。つまり、大正期以来の生活改善運動や家政学の知は、戦時体制期の国家政策を覆う合理化・計画化の流れに合流することで、みずからも、実践的運動あるいは実践科学として、実際の家庭生活に介入していくための正当性を得ることになるのである。先の井上の言葉の含意は、この点にあると考えられる。

ここで「主婦」とは、たんに家庭生活運営の専従者・監督者というだけでなく、家事を合理的に行なっていく運営主体、という生活改善運動や家政学の論点を、重要な要素として含んだ上で成立するものであるといえる。

(2) 国民としての女性

次に、このような「主婦」という存在形態を支える論理に着目したい。まず、婦人国策委員の主張のなかでは、「主婦」の家庭管理のための行動が国家的視点からとらえられ、国家的事業ひいては国家経済に直結するものであるという点が強調される。

「個人のことを考へずに、国家全体のことを考へて、勤儉貯蓄といふことを、直ちに実践して欲しいと思ふのであります」(前掲・吉岡弥生) [『婦人と修養』1939年二月号]

「さて私の貯蓄対策ですが、塵も積れば山、各家庭のムダを省くだけでも全国民では相当な巨額の金が浮きます」(前掲・大江スミ) [『婦女新聞』1994号(1938年)]

「国民、特に家庭の主婦にとって大切なことは、徒に不平を云はず、工夫をすることである。台所経済と国家経済とを結びつけて、国策に沿つた経営に工夫を凝らすことである」(前掲・吉岡弥生) [『婦女新聞』2064号(1940年)]

これと並行して、「女性もまた『国民』である」ということが、さかんに言われるようになる。女性一般は、「国民としての婦人」 [『婦女新聞』2016号(1939年)] と呼びかけられ、以下のように説かれるのである。

「女でも手伝はせて頂くといふのではなく、女だからこそその持場、そのなすべき事を果していくのが、国民の半数を占める婦人の任務である(ガントレット恒子の発言から)」 [『婦女新聞』1971号(1938年)]

「女も今こそ国民だと自覚して」「何をおいても先づ国策の線に沿うて、銃後国民の責務を全うしなければならぬ」 [ともに、『婦女新聞』2027号(1939年)]

これらの主張を同時代の文脈と関連づけて考えるためには、戦時体制期が挙国一致の総力戦体制を構築しようとした時期であったことを意識する必要がある。山之内ら [1995] によれば、総力戦体制の構築とは、第二次世界大戦に参戦した主要な国々に共通して見られる、社会の編成替えとしてみる事ができる。そこには、戦争遂行という国家的目的に向けて、これまで排除の対象となってきた人々も含め一国内のすべての人員を動員していくという側面があった。日本の場合でも、明治期以来の国民国家建設のなかで、国民としての正当性をさまざまな形で剥奪されてきた「第二級市民」——労働者階級、エスニック・グループ、女性、子ども——が、この社会の編成替えによって、すべて従来の「第一級市民」と同等の国民として認知されていくことになるのである。この点に関連して、羽仁もと子(大蔵省貯蓄奨励委員会委員)の言葉をみてみよう。

「今日は、日本中の人々が心一つにして、各自の立場から有らん限りの力を盡す

試みの機会です。私たちはその望んでも又と得られないやうな大きい、尊い機会に出会ってゐるのだといふことを考へます」〔『女性展望』1938年八月号〕

同時代人のあいだにはこのように、女性が国家および社会から、この期におよんでようやく国民として認知されようとしている、という認識枠組が存在していたと考えられる。

先に、女性運動家から国策委員に就任した市川房枝の言葉のなかに、「女性の国民としての認知」要求にかんして、法制度的認知から社会的なそれへの拡大解釈がみられることを指摘したが、そのような転換も、同時代の認識枠組によって説明することができるだろう。すなわち、女性運動家および女性運動団体の国策協力のための行動とは、当事者たちにとっては、後ずさりや「転向」〔鹿野, 1979; 鈴木, 1997〕などではなく、市川がいうように、あくまでも「如何にして其の時の環境に適応して運動を進めるか、又如何にして婦人大衆の注意を喚起しこれを引上げるか」〔女性展望, 1937年十二月号〕を思案した結果なのである。そこには、法制度的かつ明確な「国民」規定は得られないとしても、何らかの別様のあり方でもって、今こそ女性が国民として認知され得る契機である、という認識枠組が働いていたと考えることができるだろう⁽⁵⁾。そして、その法制度的規定とは異なる別様の「国民」のあり方として、「主婦」が浮上してくる。

ここにたって「女性が『国民』になる」という主張は、国家や社会に訴えていく「要求」などではなく、国家への貢献という女性自らが果たすべき「責務」へとトーンが変化する。先の羽仁がいう「望んでも又と得られないやうな大きい、尊い機会」とは、女性にとって、当然果たすべき責務を果たし得る好機なのである。女性はその責務を、具体的にどのような形で果たすことができるのか、あるいはどのような形で果たすべきか。そこで持ち出されるのが、「主婦」という存在形態なのである。特に市川房枝のような、婦人参政権という法制度的な「国民」認知を希求してきた背景をもつ婦人国策委員の存在が明らかにするのは、法制度とは異なる次元——社会的認知の次元——で進行する「女性の国民化」のあり様である。「主婦」とは、家庭生活を合理化し貯蓄を増やして国家に貢献するような「国民として認知され得る女性」のひとつの形なのである。それは、決して法制度的認知を必要とするものではない。家事という女性の「日常」の延長線上で、女性は国民として認められるのである。

このように、戦時体制期における「主婦」は、女性は今や国民であるということ、すなわち「女性の国民化」の論理によって支えられて成立する。同時にそれは、国民としての女性のあり方を規定するカテゴリーでもある。

(3) 家庭管理の楽しみ

さらに、「主婦」という存在形態を支えているもうひとつの論理として、婦人国策委員の言葉から「楽しみ」「喜び」という感情表現を挙げるができる。

「今度は八十億円（昭和13年度の貯蓄目標額：引用者注）を作るために、今まで知らなかつたような力をみつけ、鍛へなければなりません。（略）戦争がすんだ時、その喜びよりも、女が進歩したという喜びをみたいものです」（前掲・羽仁もと子）〔『女性展望』1938年八月号〕

こうした主張は婦人国策委員だけでなく、家政学を学問的背景にもつ人々からも積極的になされる。前出の井上秀子が校長を務めていた日本女子大学校家政学部の主張を挙げる。

「小口の貯金は、毎日の些事に対する注意から生まれてくるものだけに、なほさら楽しみが出て来るものです」（日本女子大学校助教授・氏家寿子）『『婦人と修養』1939年三月号』

「物の不足をなげく前に、不平を云ふ前に、何をもつて代用すればよいか今あるものを如何に使用すればよいかと生活の全面に工夫をこらし、新しい道が生み出されるのを楽しみ喜びつゝ生活刷新に拍車をかけたい」（日本女子大学校家政学部）『『婦女新聞』2120号（1941年）』

このように「主婦」にとって、家庭生活の運営は楽しいものである「はずだ」という論理が提示される。「主婦」は、家事から「楽しみ」や「喜び」が得られると、いわば結果を先取りされることによって、一面では正当化されるのである。このような論理は、「主婦」にとって家事という活動を自己目的化させるものにほかならない。それはいかにして可能となるのだろうか。

ここでは、チクセントミハイ [Csikszentmihalyi, 1975=1979] の、「楽しみ」を考察するための概念整理が有益な示唆を与えてくれる。チクセントミハイは、ある活動への人々の動機づけを考察するにあたって、金銭や地位、権力といった外発的な報酬が少ない活動であっても、その活動自体から何らかの内発的報酬が獲得できるのであれば、人々はそこから「楽しみ」を引き出すことが可能となり、その活動への十分な動機づけになり得ると述べている。ただし、人々がある活動の内発的報酬の基盤から大きな「楽しみ」を引き出すことができるかどうかは、その活動と他の社会的諸制度を結びつける、外発的報酬の構造についての考察が必要であるということも指摘している [Csikszentmihalyi, 1975=1979:266-267]。

「主婦」が行なう家事的活動そのものは、基本的に経済的報酬の得られない無償の活動であり、威信や権力も含めて外在的な報酬のきわめて少ないものであるといえる。先の概念整理にしたがうと、「主婦」が家事から「楽しみ」を得られるという論理は、それが内発的な報酬基盤を備えていて、かつ「主婦」がそこから大きな「楽しみ」を引き出すことができるような外発的報酬の構造があるということをも前提とする。

ここでは、「楽しみ」の対象が何であるかということよりも、むしろ、「主婦」という表象に「楽しみ」という感情表現が付与されていること自体に注目したい。それは、「主婦」が感情をもち得る一人の人間として認められていることを意味している。しかもそれは、夫や子どもの行動からではなく、自ら行なう家事的活動から引き出されるものとみなされているのである。つまり、女性は「主婦」となり家事に従事することによって、もっぱら家族や家に属して夫や子どもに追随してのみ存在を認められるような存在ではなく、自分の行動によって自己実現が図れるような、一人の人間としての明瞭な輪郭が得られるのである。これが、いわば家事的活動の内発的報酬である。

では、この内発的報酬を可能とするような外在的な報酬はどのように特定できるだろう

か。言い換えれば、家事的活動はどのような社会的諸制度と結びつけられているのだろうか。

ここでは、貯蓄奨励政策の前段階としてそこに「主婦」の内実を提供してきた生活改善運動や家政学が、家庭生活を、つまり「主婦」に任された領域をどのように位置づけてきたのかを見ることにしたい。先に、生活改善運動には「国家の基礎である家庭」という認識があったことを、小山 [1999] の論証から引用したが、家政学にはそれをさらに具体化して、家庭生活を国家経済のサイクルのなかに位置づけるという視点があった [波内, 2004]。そこでは、家庭生活とは国家経済における消費の領域であり、それは生産領域である労働生活と有機的に連関して結びついている。この位置づけによれば、女性は「主婦」として家庭生活の管理に携わることによって、夫あるいは子どもを介さずとも、国家経済のサイクルにかかわることができる。すなわち、一「国民」としての責務を果たすための契機に接近できるのである。

このように、「主婦」が家事から得られる「楽しみ」や「喜び」とは、一人の人間として認められるという内発的報酬と、「国民」としての責務を果たし得るという外発的報酬とに支えられたものであったといえる。そこでは、国民としての責務が課せられているからこそ、女性が一個人として認められることに意味が出てくると考えることが可能である。この点では、チクセントミハイの「内発的報酬の基盤は外発的報酬の構造によって保障される」という指摘は妥当である。ただし「主婦」にかんしては、逆に、一人の人間主体として認められるからこそ、個々人の力で「国民」として国家に貢献することが可能になるということもできるのであって、内発的報酬が外発的報酬を保障するといった、チクセントミハイの指摘とは逆方向のベクトルもみてとれる。したがって、「主婦」はこれら2つの相互に関連し合った報酬の存在を背景として、「家事は『主婦』にとって楽しいものである」という論理によって支えられて成立している、といえるのである。

以上、見てきたように、戦時体制期の経済政策から成立した「主婦」の内実は、第一次世界大戦以後の生活改善運動や家政学の流れを受け継いで、「家庭生活の管理を合理的方法によって行なう担い手」というものであった。それは、この時期の社会全体の「合理化」の趨勢のなかで有効性を増し、経済政策上に明示されるにいたった「女性のかたち」であった。このような「主婦」の成立を支えた論理には、「女性は『主婦』を通して国民となる」、「家事は『主婦』にとって楽しいものである」という2つを指摘することができる。これらの論理は、前者が「女性の国民化」を志向し、後者は「家事の自己目的化」をそれぞれ志向するものであるが、両者は決して別々に存在するものではない。前者は後者を保障し、後者は前者を補強するというように、それらは密接に絡み合いながら、戦時体制期における「主婦」を創出していったといえる。

3 戦後「主婦」へ

(1) 戦時体制期「主婦」とは何であったのか

以上のようにして成立した戦時体制期の「主婦」について、さらに、ジェンダーという点から考察していきたい。

「主婦」を支える論理のひとつに挙げた「女性の国民化」とは、それまで劣位に置かれて

いた女性が、従来の「第一級市民」である男性と同等に位置づけ直されるという点で、ジェンダーの再構築の動きであるといえる。これまでみてきたように、戦時体制期には、大正期以来の「主婦」像が継承され政策上にも明示されていたが、それは、たんに政策を適用されるだけの受動的な対象などではなく、家庭生活を合理化し貯蓄を増すことで国家経済の繁栄を担っていく、能動的かつ活動的な主体である。「主婦」とは、そのような「国民として認知され得る女性」のひとつの形であり、したがってそれは、男性と女性との関係を「国民として同等である」として理解させるようなジェンダーを創出するものであったといえる。

言い換えれば、このような「主婦」の成立は、「国民」概念の再ジェンダー化でもあった。「国民である」という認知が、主に投票行為、すなわち法制度上の規定に基づく選挙権の行使を通じてなされるとすれば〔有馬, 2002:19-23〕、女性は1925（大正14）年成立の普通選挙法でも置き去りにされ、戦前期・戦時体制期を通じて、「国民」として認知され得る機会とは、結局得られなかったということになる。このときの「国民」とは、女性の排除を重要な構成要素として成立するものであるといえるだろう。しかし、これまでみてきたように、女性が女性特有の存在形態である「主婦」を通じて「国民である」と主張できる時、あるいはそのような形で社会的な認知がなされるとき、そこでの「国民」はすでに法制度上の「国民とは男性である（女性ではない）」という定義には拠っていない。つまり「主婦」とは、社会的認知の次元で「女性である国民」というカテゴリーを打ち立て、そこを拠点として「国民」概念を再ジェンダー化するのである。

このことは、「国民」概念の多層化を意味している。「主婦」は、法制度とは別の次元、すなわち社会意識のレベルにおいて「国民」認知の契機をつくり出した。つまり、法制度に拠らない「国民」のありようを創出したのである。このような動きは、同時代において女性だけに限られるものではなく、1924（大正13）年の大日本青年団結成から1941（昭和16）年の大日本青少年団連盟の結成にみられるように、25歳以下の者たちにも同様の動きが見られるのである。総力戦体制構築にさいしての、女性を含めた「第二級市民」の国民化とは、言い換えれば、社会意識レベルにおいての「国民」認知の進行・拡大による、「国民」概念の多層化であったと考えられるのである。

ところで、このような「女性の国民化」は、同時代において、女性のもうひとつの主要な存在形態である「母」を正当化するものであったと考えられる⁽⁶⁾。戦時体制期には「母」は、多産奨励すなわち「子宝報国」という枠組をもつ人口政策によって、「国民として認知され得る女性」の形であったということが出来る。つまり女性は、国家の人的資源である子どもを産むことによって、「報国」すなわち国家に貢献するという責務を果たせるということになるのである。1937（昭和12）年公布の母子保護法が、生活に困窮する母子を対象とした限定的なものであったことを考え合わせれば、「母」を通じての女性の国民としての認知は、やはり法制度ではなく社会意識のレベルで進行していたと想定できるだろう。したがって「母」もまた、先に「主婦」の場合でみてきたような、この時期のジェンダー秩序形成にかかわる要素であったと考えられるのである。

ただしそれは、「母」が「主婦」とまったく同じ論理・文脈で成立しているということの意味しているのではない。特に、それぞれが成立してきた文脈には明確な違いがみられる。「母」を規定する人口政策においては、まず人口増加が主要な眼目であり、そのために1941

(昭和 16) 年閣議決定の「人口政策確立要綱」によって、避妊・墮胎等の人為的産児制限が禁止防遏された。人口増加政策そのものは、確かに合理化・計画化の文脈に沿ったものである。しかし一方で、「産めよ殖やせよ」ともつばら多産が奨励されていく個人レベルでの「母」は、少なくとも「主婦」ほど計画化・合理化の趨勢に強く拘束されているとはいえない。ともに、女性は今や国民であるという論理に支えられた存在形態ではあるが、それらが成立してくる社会的文脈は、異なるものであったと考えられるのである。このことを、社会全体の近代化という観点からみるならば、女性の主要な存在形態について、一方がその流れに乗ってはいるものの、他方はまだ完全に乗っていないという、「近代」と「前近代」の共存といった不均衡さを指摘することもできるだろう。ただし、戦時体制期における「母」を成立させる論理・文脈が「主婦」とは異なるものである以上、「母」について論じるのはその論理・文脈そのものを考究した後となる。この点は今後の課題としたい。

(2) 変化したもの

最後に、戦時体制期「主婦」から戦後「主婦」への変遷を展望してみたい。

1945(昭和 20)年に日本の敗戦が決定し、戦時体制が表面的には解消されるにいたって、女性の法制度的位置づけは、多くの面でかなりの程度、変化したといえる。注目されるのは、日本の政府・官僚がGHQと拮抗しつつ作成し進めていった民主化政策の一環として、市川房枝らが戦前期に何度も議会に提出してきた婦選法案が脚光をあびることとなり、結果として、女性にも参政権が与えられるようになったことである [大霞会編, 1970]。このことは、女性が法制度の次元で、つまり戦前期の普通選挙法で選挙権を認められた男性と同じ仕方で、国民として認知されることが可能になったことを意味している。それは言いかえれば、国民であることを認識するための、女性特有の形態が存在する必然性が低下したということである。

このことは、戦時体制期に「主婦」という存在形態を支えていた「女性は『主婦』を通して国民となる」という論理の後退につながる。女性が国民であるということ、「主婦」を持ち出したり、あるいは社会意識のレベルで積極的に主張したり確認したりせずとも、それは法制度レベルで保証されることとなったのである。こうした「主婦」という存在形態と「女性の国民化」論理の乖離のあらわれは、もともと女性の権利獲得のために活動してきた女性運動家・市川房枝が、戦後には再び自らの行動を、女性の選挙権行使というトピックに収れんさせていったことにみることができるだろう。「主婦」は即「国民である女性」という構図は、絶対的なものではなくなったのである。

戦後「主婦」をめぐる動向を概観しても、戦時体制期とは多くの点で変化がみられる。本論文が着目してきた言説をめぐる領域でみれば、まず指摘できるのは、「主婦」をめぐる言説空間の拡大である。戦時体制期には国家主導の空間が、教育者や女性運動家を吸収しつつ存在しており、そこで提唱される「主婦」は補強されることはあっても、表立って否定されることはまずなかったといってよい。そこで「主婦」言説を創出していたのは、主として、国家政策に沿うことを期待された婦人国策委員であり、たとえ「主婦」自身が主張する場合であっても、この線から外れるものはほとんどなかった。それに対して戦後には、政策推進者だけでなく、雑誌の誌面を舞台として数度にわたって闘わされた「主婦論

争」に見られるように、「主婦」自身や有識者など多様な論者が登場し、さまざまな文脈で「主婦」言説を創出する試みがなされるようになった。そこには、戦時体制期の「主婦」像を受け継ぎ、合理化の文脈で「主婦」の内実をとらえたり [田間, 1996]、あるいは「主婦こそ解放された人間像」として、家事の内在的報酬を強調した結果としての家事の自己目的化によって「主婦」を正当化しようとするものもある [上野編, 1982 参照]。その一方で、「女は主婦としての自分に不満をもつようになった」、あるいは「もはや主婦の内実は変化した」など、戦時体制期の「主婦」に真っ向から対立するものもある [上野編, 1982 参照]。

つまり、「主婦」をめぐる言説空間の拡大は、言説の創出主体の多様化と、「主婦」の内実の多様化という、2つの多様化を含むものである。これを、「主婦」の相対化ということもできるだろう。つまり、戦時体制期には「総動員」「国民化」という趨勢にのって「主婦」を強力に支えてきた国民の論理が、戦後期にいたる過程で後退し、そして戦後「主婦」は、それに代わる絶対的で強力な論理をともなっていない、ということである。そのことで「主婦」という存在形態が相対的に不確かなものとなり、多様な言説主体および内実を誘引することとなったのである。

戦時体制期の「主婦」とは、均質な内実をともなつて女性のかたちを拘束する形態であり、確固としたジェンダーを創出するものであった。それが戦後期にかけて、「国民化」という大きな物語が後退したことによって、「主婦」はさまざまなありようが可能となり、統一的なジェンダーを提示できるものではなくなった。「主婦」は女性の存在形態を表象するものであるというよりはむしろ、女性の存在形態を、ひいてはジェンダー秩序をさまざまに模索し関わらせていくアリーナ (闘技場) となつていったと考えられる。

(註)

- (1) 文部省に属する督学官 (1913 年以降) には、女性も採用されていた。「婦人国策委員」という呼称は、西川祐子によれば、戦時体制期に新聞・雑誌が作り出した新語である [井上ほか編, 2002:249]
- (2) 戦時体制期の貯蓄奨励政策は、1938 (昭和 13) 年に閣議決定され、同年から大蔵省主導の国民運動として推進されていった。それは、増加傾向にあった国民所得を国家的・軍需生産の用途に集中させるための、統制経済政策の一端であった [大蔵省昭和財政史編集室編, 1957]。
- (3) たとえば、1938 年の「貯蓄奨励の趣旨普及並に貯蓄実行に関し今後採るべき具体的方策」(国民貯蓄奨励委員会特別委員会)、1939 年の「昭和十四年度国民貯蓄奨励方策」(大蔵省国民貯蓄奨励局) [ともに、日本銀行調査局編 (1973) 所収] など。
- (4) 家政学者・井上もまた、前出の市川と同様に、本業である家政学の普及・確立が不充分であるという無念さに立ち、婦人国策委員という立場からの指導に、その実現化の期待を寄せた一人だったといえる。後述するように家政学には、「家庭生活」を国家の「消費領域」ととらえて、国家経済のサイクル上に位置づける視点が含まれていた。言ってみればそれは、女性の「国民」としての認知を主張する内容だが、井上自身がその点に自覚的であったとは、必ずしもいえない。

(5) 市川は、隣組集会への「主婦」の出席が政府から認められたことについて、「この種の地方組織内に婦人が男子と同等に乃至は副次的に参加することは、一方からいへば婦人公民権実現の先駆と見てもよからう」[女性展望：1938年五月号]と述べている。

(6) もちろん、同時代における女性の存在形態が「主婦」「母」に限られるというのではない。たとえば、日本の植民地では「同化政策」が施行されながらも、現地の女性の動員にかんしては「慰安婦」という別様のあり方が創出されることもあった。「主婦」「母」とは、いわば積極的に喧伝される「主流」の形態であり、その構築過程における「排除」の問題は今後の課題である。

〈一次資料〉

『婦人年鑑 昭和十四年版』、東京連合婦人会。→1988、復刻版、日本図書センター。

『婦人と修養』、婦女界社。

『婦女新聞』、婦女新聞社。→1982-85、復刻版、不二出版。

『女性展望』、婦選獲得同盟。→復刻版、1992-1994、不二出版。

〈文献〉

有馬 学 2002『帝国の昭和』（日本の歴史23）、講談社。

Csikszentmihalyi, M. 1975 *Beyond boredom and anxiety*, Jossey-Bass. = 1979 今村浩明訳『楽しみ
の社会学——不安と倦怠を越えて』思索社。

深江誠子 2002「戦時下の農村女性たち」、奥田暁子編『女と男の時空——日本女性史再考：
近代』藤原書店、516-551。

井上輝子ほか編 2002『岩波女性学辞典』、岩波書店。

鹿野政直 1979「ファシズム下の婦人運動」、家永三郎教授東京教育大学退官記念論集刊行
委員会編『近代日本の国家と思想』、三省堂、306-327。

小山静子 1999『家庭の生成と女性の国民化』、勁草書房。

波内知津 2004「女性の国民化とジェンダー——戦前期日本の『家政学』分析から」『年報社会
学論集』17:48-59。

成田龍一 1995「母の国の女たち」、山之内靖ほか編『総力戦と現代化』、柏書房、163-184。

日本銀行調査局編 1973『日本金融史資料 昭和編 第三十四巻』、大蔵省印刷局。

岡田和喜 1996『貯蓄奨励運動の史的展開』、同文館。

大蔵省昭和財政史編集室編 1957『昭和財政史 第十一巻 金融（下）』、東洋経済新報社。

折井美耶子・岩井サチコ 1990「戦争と女の日常生活——一九三七～四五年」、女性史総合研
究会編『日本女性生活史 4巻近代』東京大学出版会、199-245。

Scott, J.W. 1988 *Gender and the politics of history*, New York: Columbia University Press. = 1992
荻野美穂訳『ジェンダーと歴史学』、平凡社。

瀬地山角 1996『東アジアの家父長制——ジェンダーの比較社会学』勁草書房。

鈴木裕子 1997『新版フェミニズムと戦争——婦人運動家の戦争協力』マルジュ社。

大霞会編 1970『内務省史 第二巻』地方財務協会。

田間泰子 1996「少産化と家族政策」、井上俊ほか編『〈家族〉の社会学』（岩波講座現代社会
学19）、岩波書店、159-187。

上野千鶴子編・解説 1982『主婦論争を読むⅠ・Ⅱ 全記録』, 勁草書房.

若桑みどり 1995『戦争がつくる女性像』, 筑摩書房

山之内靖ほか編 1995『総力戦と現代化』, 柏書房.

横山文野 2002『戦後日本の女性政策』, 勁草書房.

(なみうち ちづ/筑波大学大学院)

A Study of “Housewife” during World War II Footing in Japan

NAMIUCHI Chizu
University of Tsukuba

The purpose of this paper is to clarify the process how “Housewife” as image was constructed during World War II footing in Japan.

This term was an epoch for many contemporaries when women were accepted as part of the nation. One of the images for women which were adopted then was “Housewife.” That is, “Housewife” at this era was constructed in the concept of “nationalization of women.”

This, the birth of “Housewife as nation” entailed “nation who is woman” category at the level of social consciousness, not at that of laws. Therefore, this movement can be regarded as re-gendering the “nation” concept in this era.